

平成 28 年（2016 年）2 月 10 日

事業用建築物の建築主 様

建築士等の事業用建築物の関係者 様

札幌市環境局清掃事業担当部長

事業系廃棄物保管場所等設置計画に関する届出について

日頃より、札幌市の環境施策についてご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、事業の用に供する部分の延べ面積が 500 平方メートル以上の建築物又は事業用建築物で 3 階以上の階を有するものの建設に際しては、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」等に基づき、廃棄物等の保管場所の面積や場所に関して、建築確認申請を行う前に、「事業系廃棄物保管場所等設置計画書」（以下「計画書」という。）により届出をしていただくこととしております。

当該届出制度につきましては、平成 5 年度から実施しており、別添の「事業用建築物における再利用物・廃棄物の保管場所の手引」等により制度を周知しておりますが、計画書の記載内容に不備等がある事例が近年増えております。

つきましては、別紙のとおり計画書の記載例を作成しましたので、建築主様におかれましては、記載例を参考に記載内容等について十分確認していただくとともに、建築士等の関係者様におかれましては、建築主様へご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、建築士等の関係者様による代筆と疑われる届出が散見されておりますが、建築主様本人（法人にあっては従業員）以外は届出を行うことはできませんので、ご注意願います。

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部

事業廃棄物課一般廃棄物係

TEL 011-211-2855

FAX 011-218-5107

様式3 (第13条関係)

事業系廃棄物保管場所等設置計画書		届出者の代表印	
		平成〇〇年〇〇月〇〇	
(あて先) 札幌市長		届出者 住所 札幌市〇〇区〇条〇丁目〇—〇	
		氏名 株式会社〇〇札幌 太郎	
		〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
		電話 011 (000) 0000	
<p>事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所について、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
設計者の住所	札幌市××区××条×丁目		
設計者の氏名	〇×建築設計 北海 太郎		
建築物の所在地	札幌市中央区△条△丁目〇〇、〇〇、〇〇		
建築物の名称	(仮) 株式会社〇〇 北海 太郎		
建築物の概要	敷地面積 1,856.99 m ²	用途 (事務所) 計	入居社数 専用面積
	建築面積: 1,293.40 m ²		社 社 社 社 社 社
	延べ面積: 8,569.74 m ² (うち駐車場面積147.87m ²)		8,421.87 m ²
	地上 7階、地下 1階		社 社 社 社 社 社
			計 1 社 8,421.87 m ²
廃棄物及び再利用対象物の保管場所の構造等	設置位置	保管場所面積	保管施設等の構造
	廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 建物内 (1階) <input type="checkbox"/> 建物外 再利用対象物 <input checked="" type="checkbox"/> 建物内 (1階) <input type="checkbox"/> 建物外	廃棄物 5.3812 m ² 再利用対象物 5.3812 m ²	RC造
工事着手予定年月日 平成〇〇年 〇月 〇〇日			
工事しゅん功予定年月日 平成〇〇年 〇月 〇〇日			
使用開始予定年月日 平成〇〇年 〇月 〇〇日			
※ 受付欄	※ 協議済	※ 処理欄	
注1 該当する□にレを付けてください。 注2 ※印の欄は、記入しないでください。 注3 この計画書には、次の図面を添付してください。 ① 付近見取図 ② 建物位置図 ③ 各階平面図 ④ 保管場所の位置図、平面図及び立面図 (敷地内収集車使用道路図を含む。)			

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

要綱 別記様式4 (第4条関係)

事業系廃棄物保管場所等設置計画書 (2)		届出者の代表印	
(あて先) 札幌市長		平成〇〇年〇〇月〇日 届出者 住所 札幌市〇〇区〇条〇丁目〇〇	
		氏名 株式会社〇〇 札幌 太郎	
		〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話 000 (000) 0000	
事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所について、札幌市事業系廃棄物保管場所設置要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
設計者の住所	札幌市××区××条×丁目		
設計者の氏名	〇×建築設計 北海 次郎		
建築物の所在地	札幌市中央区△条△丁目〇〇、〇〇、〇〇		訂正印は、届出者の代表印を使用してください
建築物の名称	(仮) 札幌〇〇会社		
保管場所管理責任者	所属 総務部	氏名 管理 三郎	電話 011 (000) 0000
建築物の概要	敷地面積： 1,288.66 m ²	用途 () () (事務所) () () 計	入居社数 1 社
	建築面積： 273.57 m ²		専用面積 538.65 m ²
	延べ面積： 538.65 m ² (うち駐車場面積 m ²)		
	地上 1階、地下 階		
廃棄物及び再利用対象物の保管場所の構造等	設置位置	保管場所面積	保管施設等の構造
	廃棄物 <input type="checkbox"/> 建物内(階) <input checked="" type="checkbox"/> 建物外 再利用対象物 <input type="checkbox"/> 建物内(階) <input checked="" type="checkbox"/> 建物外	廃棄物 1.0213 m ² 再利用対象物 1.0213 m ²	軽量鉄骨造 小数点以下4桁まで記載してください(以下切り捨ててください)
工事着手予定年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
工事しゅん功予定年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
使用開始予定年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
※ 受付欄	※ 協議済	※ 処理欄	
注1 該当する□にレを付けてください。 2 ※印の欄は、記入しないでください。 3 この計画書には、次の図面を添付してください。 ① 付近見取図 ② 建物位置図 ③ 各階平面図 ④ 保管場所の位置図、平面図及び立面図(敷地内収集車使用道路図を含む。)			

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

【注意】

◎条例様式第3号により提出する場合

事業の用に供する部分の延べ面積が1,000㎡以上(注1)の建築物。

注1 次の用途の部分を除きます。

- 1 倉庫
- 2 自動車車庫
- 3 工場…注2
- 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

注2 食品工場の用途の部分は延べ面積から除きません。(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供する部分。)

◎要綱別記様式第4号により提出する場合

前述以外のもので、事業の用に供する部分の延べ面積が500㎡以上(注3)又は事業の用に供する建築物で3階以上(注3)の階を有するもの。

注3 前述の注1で示した用途の部分と同様に除きます。

事業用建築物における 再利用物・廃棄物の 保管場所の手引き

～ 建築者及び建築設計者の皆様へ ～

札幌市 環境局環境事業部 事業廃棄物課

札幌市中央区北1条西2丁目

Tel 011-211-2855

● 事業用建築物に再利用物・廃棄物の保管場所を設置していただく趣旨

事業用の建築物から排出される不要物のリサイクルを進めていくためには、その建築物全体から排出される再利用物と廃棄物を別々に一定期間保管するスペースの存在が不可欠です。

たとえ特定のテナントや特定のフロアごとに不要物の分別をきちんと行ったとしても、これら不要物の建物外部への搬出はテナントやフロアごとに行われるのではなく通常は、その建物全体から一括して収集業者が搬出することになりますので、建物自体に再利用物と廃棄物が混合することなく保管できる一定のスペースを予め用意しておく必要があるわけです。

このようなことから札幌市では、条例及び要綱を制定して、人が集まることに伴って日常的に相当量の廃棄物等の排出が想定される建築物については、その延べ床面積に応じた面積の廃棄物等の保管場所を設置しなければならないという決まりを設けています。これを担保するため新築や増築等の建築物に関しては、建築確認申請を行う前に当該保管場所の面積や場所に関して事前に協議をしていただくこととしており、この協議の終了後に確認申請をすることとしています。

このシステムについては平成5年から運用していますが、各方面の皆様のご理解とご協力により、現在ではすっかり定着した制度として機能しているところです。

建築物を建設しようとする方さらにはその設計を担当される方におかれましては、今後とも、これらの制度の趣旨をご理解いただき、その円滑な運用に関しまして引き続きご協力をいただきますようお願い致します。

I 再利用物・廃棄物の保管場所設置の手続きに関する基本的事項

- 建築物の新築、増築等のために確認申請の手続きが必要となった際には、確認申請を行う前に、あらかじめ次の担当課に保管場所の設置に関する計画書を提出することによる事前協議を行っていただきます。

事前協議 担当課
環境局 環境事業部 事業廃棄物課
TEL 211-2855

- ◆ ただし、次の建築物については事前協議の必要はありません。
 - ・床面積が 500㎡ 未満で、かつ2階以下の建築物
 - ・工場、倉庫など（ただし食品製造工場については事前協議が必要です。）
- ◆ 建築物の増築の場合は、増築する部分の面積にかかわらず、増築後の全床面積が 500㎡ 以上となれば事前協議が必要となります。
- ◆ 提出していただいた保管場所の設置に関する計画書を審査した結果、その内容が適当であれば審査済書を発行しますので、確認申請時に当該書類を添付して下さい。

II 保管場所の設置に関する具体的な基準

- 保管場所の面積

用途	保管場所の面積		備考
	廃棄物保管用	再利用対象物保管用	
マーケット	0.0024×床面積 (㎡)	0.0024×床面積 (㎡)	算定した面積が1㎡未満の場合は、これを1㎡とする
百貨店、飲食店 等	0.0014×床面積 (㎡)	0.0014×床面積 (㎡)	
その他	0.0006×床面積 (㎡)	0.0006×床面積 (㎡)	

○ 面積算定に係る留意事項

- ◆ 床面積には、その用途に付随する共用部分（通路、階段、エレベーターホール等）の面積も含めてください。
- ◆ ただし、駐車場、機械室、倉庫など通常廃棄物等の発生が想定されない部分のまとまったスペースについては床面積から除外して結構です。
- ◆ 1、2階が飲食店で3階以上が事務所というような複合用途の建築物については、それぞれの用途ごとに算定した保管場所の面積の積み上げにより必要面積とします。
- ◆ 「マーケット」であっても、床面積が 10,000 m²以上の場合は、「百貨店、飲食店 等」の係数で算出してください。
- ◆ 再利用対象物は排出されるが、廃棄物の排出はほとんど見込まれないなど、面積算定表の基準によることが実際的でない場合は、廃棄物、再利用対象物それぞれの保管場所の面積の合計が、廃棄物の保管場所の面積の基準の2倍以上となるようにしてください。
- ◆ ごみ圧縮装置等を導入する場合の必要面積については、その都度協議してください。
- ◆ 食品製造工場の必要面積については、その都度協議してください。

○ 保管場所の形態等に係る留意事項

- ◆ 保管場所は必ずしも建築物内に設けなければならないということはありませんが、建築物の外に設ける場合は、保管した再利用対象物等が雨、雪、風などの影響を受けないような密閉された空間として用意してください。
- ◆ 廃棄物の保管場所と再利用対象物の保管場所は、保管する双方の物が混合することのないよう、基本的にはそれぞれが独立した空間を有するものとして用意してください。
- ◆ 保管場所の高さについては、保管場所内に人が容易に入ることができる常識的な高さとして1.5m以上は確保してください。
- ◆ 保管場所は、収集車両が横付けできる位置に設けてください。
どうしてもそのような位置に設置できない場合は、収集車がくる度に保管場所から廃棄物等を運び出さなければなりませんので、間違いなくそれを履行する旨の確約書（建築物の所有者名による）を添付していただきます。

Ⅲ 提出書類

○ 条例様式3 事業系廃棄物保管場所等設置計画書 により提出する場合

① 条例第20条に規定する規則で定める大規模建築物

(具体的には次のとおり)

※ 事業の用に供する部分の延べ面積が1,000㎡以上(注1)の建築物。

注1 次の用途の部分を除きます。

- (1) 倉庫
- (2) 自動車車庫
- (3) 工場…注2
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

注2 食品工場の用途の部分は延べ面積から除きません。(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供する部分。)

○ 要綱別記様式4 事業系廃棄物保管場所等設置計画書(2)により提出する場合

② 前述①以外のもので、事業の用に供する部分の延べ面積が500㎡以上(注3)又は事業の用に供する建築物で3階以上(注3)の階を有するもの。

注3 前述①の注1で示した用途の部分と同様に除きます。

○ 添付図面

いずれの様式の場合も、次の図面をA4サイズに折って添付してください。

- ・付近見取図
- ・敷地内における建物の位置図(保管場所を明記してください)
- ・各階平面図(類似の平面が複数階にわたる場合は重複分を省略してください)
- ・保管場所の詳細図(面積と高さが確認できるように寸法も明記してください)

- 提出部数 : 1部

- 提出期限 : 建築確認申請書を提出する日の概ね25日前までに提出してください。ただし、予め協議をしていただき内容に問題がないことが確認された案件についてはこの限りではありません。

IV 事前協議を要しない事業用建築物について

- 次の建築物については事前協議を要しませんが、廃棄物等の保管場所に関して、下の事項に留意のうえ、建築確認申請の添付図面に保管場所の位置を図示して下さい。
 - ・ 事業の用に供する部分の延べ面積が500㎡未満(注4)かつ事業の用に供する建築物で2階以下(注4)の階のもの。

注4 前出の注1で示した用途の部分を同様に除きます。

【留意事項】

- ◆ 保管場所の面積は、事業系廃棄物及び再利用対象物についてそれぞれ1㎡以上としてください。
- ◆ 廃棄物の保管場所と再利用対象物の保管場所は、保管する双方の物が混合することのないよう、基本的にはそれぞれが独立した空間を有するものとして用意してください。
- ◆ 保管場所は必ずしも建築物内に設けなければならないということはありませんが建築物の外に設ける場合は、保管した再利用対象物等が雨、雪、風などの影響を受けないような密閉された空間として用意してください。

V 大規模小売店舗立地法に基づく保管場所に係る手続きとの関係について

- 大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）に基づく廃棄物の保管場所に係る規定と札幌市独自の保管場所に係る規定の基本的な趣旨には、以下のような相違があるため、大店立地法の適用を受ける建築物の保管場所については同法に定める基準は

もとより、従来から札幌市が独自に設けている基準も併せてクリアしていただくこととなります。

- ◆ 大店立地法の規定の趣旨 : 周辺地域の生活環境を保持することを目的として
廃棄物を保管するスペースを適正に確保する。
保管場所の広さの基準は容量ベースである。
- ◆ 札幌市の規定の趣旨 : 周辺地域の生活環境の保持に加え、リサイクルを促進
する観点から、廃棄物の保管スペースと再利用対象物
の保管スペースを別々に適正に確保する。
保管場所の広さの基準は面積ベースである。

○ 時系列的な手続きの流れ

大店立地法に基づく保管場所に係る基準の事前審査（書類提出なし）

【この時、札幌市の基準に係る審査も併せて実施（書類提出なし）】

↓

大店立地法の届出

↓

札幌市の制度による保管場所の設置計画書提出

↓

建築確認申請

VI 関係規定

○札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（抜粋）

（事業系廃棄物の保管場所等の設置）

第19条 事業用建築物の所有者又は事業用建築物を建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

（事業系廃棄物の保管場所等の設置基準等）

第22条 大規模建築物を建設しようとする者（以下「大規模建築物の建設者」という。）は、第19条の規定により当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置するときは、規則で定める基準に従わなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、当該保管場所について規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

○札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（抜粋）

（大規模建築物の範囲）

第8条 条例第20条に規定する規則で定める大規模建築物は、事業の用に供する部分（次に掲げる用途に供する部分を除く。以下同じ。）の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ面積の合計をいう。）が1,000平方メートル以上の建築物とする。

- (1) 倉庫
- (2) 自動車車庫
- (3) 工場（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供するものを除く。）
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

（保管場所の設置基準）

第12条 条例第22条の規定による保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該建築物又はその敷地内にあること。
- (2) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物を保管するのに十分な広さを有すること。
- (3) 収集車両の運行及び積込み作業に支障をきたさない場所にあること。
- (4) 収集車両の運行及び積込み作業が、安全に、かつ、効率的に行うことができること。
- (5) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (6) ねずみが生息し、及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。

○札幌市事業系廃棄物保管場所設置等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号。以下「条例」という。）第19条及び第22条の規定の運用に関し、事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所の設置等について必要な事項を定め、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模建築物 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（平成5年規則第9号。以下「規則」という。）第8条に規定するものをいう。
- (2) 準大規模建築物 前号に掲げるもの以外のもので事業の用に供する部分の延べ面積が500平方メートル以上（次に掲げる用途に供する部分を除く。）又は事業の用に供する建築物で3階以上（次に掲げる用途に供する部分を除く。）の階を有するもの。
 - ア 倉庫
 - イ 自動車車庫
 - ウ 工場（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供するものを除く。）
 - エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(保管場所の設置運用基準)

第3条 大規模建築物及び準大規模建築物を建設しようとする者は、条例第19条の規定により保管場所を設置する場合は、規則第12条に定めるもののほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

- (1) 保管場所の面積は、別表に定める面積以上とすること。
- (2) 事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所は、仕切り等で区別すること。

- (3) 保管場所の床は、水洗いが可能な不浸透性材料を使用すること。
 - (4) 保管場所には清掃用の給水栓及び排水口を設け、床には排水口に向かって適切な勾配を設けること。
 - (5) 前号の場合において、給水栓は、地上に設置すること。
 - (6) 必要に応じて換気設備を設けること。
 - (7) 保管場所は、原則として収集車両が横付けできる位置に設けること。
 - (8) 屋内に保管場所を設置する場合は、収集車両が容易に出入りできるよう出入口及び通路の幅員並びに高さを考慮すること。
 - (9) 屋外に保管場所を設置する場合は、当該保管場所に雨水等の流入防止のため、屋根等を設けること。
- 2 事業の用に供する建築物（大規模建築物及び準大規模建築物を除く。）を建設しようとする者は、条例第19条の規定により保管場所を設置する場合は、規則第12条に定めるもののほか、次に掲げる基準に従わなければならない。
- (1) 保管場所の面積は、事業系廃棄物及び再利用の対象となる物についてそれぞれ1平方メートル以上とすること。
 - (2) 事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所は、仕切り等で区別すること。
 - (3) 保管場所の床は、水洗いが可能な不浸透性材料を使用すること。
 - (4) 屋外に保管場所を設置する場合は、当該保管場所に雨水等の流入防止のため、屋根等を設けること。

（事前協議等）

第4条 準大規模建築物を建設しようとする者は、あらかじめ事業系廃棄物保管場所等設置計画書(2)（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、規則第13条及び前項に規定する計画書の審査を終了したときは、届出者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた者は、建築確認申請に係る書類に、前項に規定する計画書の写しを添付するものとする。
- 4 事業の用に供する建築物（大規模建築物及び準大規模建築物を除く。）を建設しようとする者は、条例第19条の規定により保管場所を設置する場合は、建築確認申請の添付図面に事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所の位置を図示するものとする。

(廃棄物管理責任者の責務等)

第5条 事業の用に供する建築物の所有者は、事業系廃棄物及び再利用の対象となる物を適切に管理するため廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物を適切に管理しなければならない。

2 事業の用に供する建築物の所有者又は廃棄物管理責任者は、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物及び再利用の対象となる物の質及び量を把握し、排出量等を記録し、保管するものとする。

3 廃棄物管理責任者は、廃棄物が路上等に放置されないよう管理しなければならない。

4 廃棄物管理責任者は、事業系廃棄物及び再利用の対象となる物を収集業者等に委託する際は、立会い、排出量及び処分先を確認するよう努めなければならない。

5 廃棄物管理責任者は、事業の用に供する建築物の占有者等に対し、必要に応じ、廃棄物が適正に管理されるよう周知、指導を行うものとする。

(廃棄物の保管基準等)

第6条 事業の用に供する建築物の所有者又は廃棄物管理責任者は、次の各号に掲げる基準により、保管場所を管理しなければならない。

(1) 汚水が流出し、又は悪臭が漏れるおそれのある物は、ふた付き容器に保管する等保管場所及びその周辺を常に清潔で衛生的に保たれるよう管理すること。

(2) 保管場所は、収集作業に支障が生じないよう適切に管理すること。

(施行細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

2 第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認申請をしようとする建築物から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

用 途	保管場所の面積（㎡）		備 考
	事業系廃棄物	再利用対象物	
マーケット	0.0024×床面積（㎡）	事業系廃棄物の保管場所の面積と同面積	算定した面積が1平方メートル未満の場合は、これを1平方メートルとする。
百貨店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー料理店又は飲食店	0.0014×床面積（㎡）		
その他 （食品製造工場を除く）	0.0006×床面積（㎡）		

注1 床面積には、その用途に附随する部分の面積（駐車場部分の面積を除く。）を含める。

2 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物について、それぞれの保管場所の面積がこの表の基準により難しい場合は、それぞれの保管場所の面積の合計が事業系廃棄物の保管場所の面積の基準の2倍以上となるようにするものとする。

3 食品製造工場については、生産量、回収品量等を勘案し、保管場所の面積を環境局長がその都度定める。